

四日市市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月24日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第44号

四日市市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

四日市市旅館業法施行条例（平成24年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（社会教育に関する施設等）</p> <p>第5条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)から(8)まで （略）</p> <p>(9) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の7第1項</u>に規定する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校</p> <p><u>(10)</u> （略）</p> <p><u>(11)</u> （略）</p>	<p>（社会教育に関する施設等）</p> <p>第5条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)から(8)まで （略）</p> <p>(9) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）<u>第15条の6第1項</u>に規定する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校</p> <p><u>(10)</u> <u>勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条第2項に規定する勤労青少年ホーム</u></p> <p><u>(11)</u> （略）</p> <p><u>(12)</u> （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（健康福祉部衛生指導課）